

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県人事委員会委員長 音 田 昌 子

奈良県人事委員会規則第十一号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十四年五月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項から附則第七項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。